

《 事務所ニュース 2014年3月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

平成26年度の雇用保険料率は据え置き！

厚生労働省は、1月27日、平成26年度の雇用保険料率に関する告示を行いました。

料率は平成25年度と同様です。

	事業主	被保険者
一般の事業	8.5/1000	5/1000
農林水産等	9.5/1000	6/1000
建設の事業	10.5/1000	6/1000

育児休業給付の引き上げ

(平成26年4月から)

育児休業給付について、現行の育児休業開始前賃金の50%を支給していましたが、平成26年4月から、1歳未満の子を養育するために育児休業を取得する場合、育児休業開始後6か月に限り(180日間)、育児休業開始前の賃金に対する給付割合を67%に引き上げることとしました。

また、就業促進手当(再就職手当)の拡充として早期再就職した雇用保険受給者が、離職前の賃金と比べて再就職後の賃金が低下した場合には、6か月間職場に定着することを条件に、現行の給付(早期再就職した場合に、基本手当の支給残日数の50%~60%相当額を一時金として支給)に加えて、低下した賃金の6か月分を一時金として追加的に給付する(基本手当の支給残日数の40%を上限)こととしました。

介護保険料率の変更(協会けんぽ)

平成26年3月から(4月納付分)

全国健康保険協会は、平成26年度の都道府県単位の健康保険料率は現在の保険料率を据え置きとする一方で、全国一律の介護保険料率については、現在の1,55%(労使折半)から1,72%(労使折半)へ引き上げることとしました。変更は平成26年3月

(4月納付分)からとなります。

4月支給の給与からご対応ください。

全額表示	健康保険	合計保険料
千葉県	9.93%	11.65%
東京都	9.97%	11.69%
埼玉県	9.94%	11.66%

年金額の改定(平成26年4月から)

厚生労働省は、平成26年度の年金額を0.7%引き下げることとしました。年金額改定の指標となる総務省から発表された「全国消費者物価指数」の平成25年の対前年比変動率はプラス0.4%で、年金額改定に用いる「名目手取り賃金変動率」は、プラス0.3%となりましたが、平成12年度から14年度にかけて物価が下落したにも関わらず、物価スライドを行わずに年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額より高い水準で支給されていたことを解消するため、平成26年4月からマイナス0.7%の改定になりました。なお、年金の受給額が変わるのは、4月分の年金が支給される6月13日(金)からとなります。また、国民年金保険料の平成26年度分(4月分より)は、平成25年度より210円引き上げられ15,250円になり、平成26年度から「2年前納」が始まるため、国民年金保険料の平成27年度分(4月分より)は、平成26年度分より340円引き上げられ15,590円になります。併せてご確認ください。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

労使間トラブルの相談(急増中)

就業規則等の人事制度構築

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行

個別年金相談(高齢・障害・遺族)

給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)